（失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令の一部改正）

第七条　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十九条第三項	（略）
労働者災害補償保険法第六十条第三項	（略）
労働者災害補償保険法第六十条の三第三項において読み替えて準用する同法第五十九条第三項	同項に規定する複数事業労働者障害年金
労働者災害補償保険法第六十条の四第四項において読み替えて準用する同法第六十条第三項	同項に規定する複数事業労働者遺族年金
労働者災害補償保険法第六十二条第三項において読み替えて準用する同法第五十九条第三項	同項に規定する障害年金
労働者災害補償保険法第六十三条第三項において読み替えて準用する同法第六十条第三項	同項に規定する遺族年金
（略）	（略）
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において読み替えて準用する同令附則第一条の三第五項	同項に規定する遺族補償年金
（略）	（略）

改正後	改正前
労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）附則第五十九条第三項	（略）
労働者災害補償保険法附則第六十条第三項	（略）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（新設）	（新設）
（略）	（略）
公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令附則第二条第四項において準用する同令附則第一条の三第五項	同項に規定する遺族補償年金
（略）	（略）

（特例による保険給付の申請）

第七条　整備法第十八条第一項若しくは第二項、第十八条の二第一項若しくは第二項又は第十八条の三第一項若しくは第二項の申請をしようとする事業主は、特例による保険給付申請書（別記様式）を、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

（特別保険料の徴収期間）

第八条　事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）以外の事業に係る整備法第十九条第一項の厚生労働省令で定める期間は、療養補償給付、休業補償給付、複数事業労働者療養給付、複数事業労働者休業給付、療養給付又は休業給付に係る特別保険料については当該保険給付が行われる期間（傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金又は傷病年金の支給を受ける者に対して行われる療養補償給付、複数事業労働者療養給付又は療養給付については、当該傷

（特例による保険給付の申請）

第七条　整備法第十八条第一項若しくは第二項又は第十八条の二第一項若しくは第二項の申請をしようとする事業主は、特例による保険給付申請書（別記様式）を、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出しなければならない。

（特別保険料の徴収期間）

第八条　事業の期間が予定される事業（以下「有期事業」という。）以外の事業に係る整備法第十九条第一項の厚生労働省令で定める期間は、療養補償給付、休業補償給付、療養給付又は休業給付に係る特別保険料については当該保険給付が行われる期間（傷病補償年金又は傷病年金の支給を受ける者に対して行われる療養補償給付又は療養給付については、当該傷病に係る療養の開始後三年を経過する日の属する月の末日までの期間）、障害補償年金、遺族補償年金、傷